

さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領

(趣旨)

第1条 この要領は、さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任意商店会)

第2条 要綱第2条に規定する一定の地域において商店が集団形態をとり共同事業等を行うことを目的に任意に組織された事業者の団体（以下「任意商店会」という。）のうち、大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第2条第2項に規定する大規模小売店舗及びさいたま市特定商業施設の出店等に関する要綱第2条第1号に規定する特定商業施設（以下これらを「大型商業施設」という。）において、複数の区画の借主で形成される平成16年4月1日以後に発足した任意商店会は除くものとする。ただし、同年3月31日以前に発足した任意商店会の構成員が、再開発事業等の理由により大型商業施設へ入居し、当該構成員が主体となって新たに発足した任意商店会は、この限りでない。

(資金の定義)

第3条 補助事業に係る収入のうち補助金により賄われる部分以外の資金の定義は、次のとおりとする。

- (1) 積立金 補助金の交付を受けようとする者が、構成員等から事業費の支払日までに定期的に徴収するもので、負担者、負担内容等が明確なものをいう。
- (2) 徴収金 補助金の交付を受けようとする者が、構成員等から事業費の支払に際して臨時的に徴収するもので、負担者、負担内容等が明確なものをいう。
- (3) 借入金 補助金の交付を受けようとする者が、事業費の支払に際して借り入れるもので、借入者、借入先、借入内容、返済方法、返済負担者、返済負担内容等が明確なものをいう。
- (4) その他の資金 前3号に掲げるもののほか、補助金の交付を受けようとする者が有する資金で、負担者、負担内容等が明確なものをいう。

(交付申請の要件)

第4条 要綱第7条第1項に規定する交付申請にあたって、以下の書類を添付するものとする。ただし、市長は状況に応じて必要がないと認めるときは、以下の添付すべき書類の一部を省略させることができる。

- (1) さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業概要書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 経費の区分及び算定基礎
- (5) 委託概要書（20万円以上の委託を行なうものに限る。）
- (6) 団体の定款又は規約の写し
- (7) 団体の役員及び構成員の分かる書類（役員の分かる書類には「役職名」、「氏名」、「氏名の振り仮名」、「生年月日」、「性別」が記載されていること。）
- (8) 商店街及び補助事業を行なう場所を示す地図等（申請者が要綱第3条第1項第2号の場合に限る。）

- (9) 申請者の口座が確認できる書類
- (10) 団体の前年度の事業報告に関する書類
- (11) 団体の前年度の収支決算に関する書類
- (12) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が要綱第3条第1項第2号の場合は、連携する各商店会の定款又は規約及び役員及び構成員の分かる書類を添付するものとする。

3 第1項第10号及び第11号に掲げる書類は、総会で承認されたものを提出すること。なお、総会前に交付申請する場合は前々年度の書類を提出すること。

(交付申請書の提出期限)

第5条 要綱第7条第2項に規定する交付申請書の提出期限は、原則として事業を開始する日の14日前までとする。

(変更申請の要件)

第6条 要綱第9条第1項に規定する変更申請にあたって、以下の書類を添付するものとする。

- (1) さいたま市商店街活性化推進事業変更・中止・廃止承認通知書（様式第3号）
- (2) 補助金交付決定通知書の写し
- (3) その他市長が必要と認める申請の内容の分かる書類

(実績報告の要件)

第7条 要綱第11条第1項に規定する実績報告にあたって、以下の書類を添付するものとする。ただし、市長は状況に応じて必要がないと認めるときは、以下の添付すべき書類の一部を省略させることができる。

- (1) さいたま市商店街活性化推進事業実績報告書（様式第5号）
- (2) 事業概況書
- (3) 事業収支決算書
- (4) 補助対象経費に係る領収書（証）の写し
- (5) 成果物
- (6) その他市長が必要と認める書類

2 補助対象経費の支払いにクレジットカードを使用し、ポイントが付与された場合、あるいは、補助対象経費の支払いを現金で行い、ポイントカードにポイントが付与された場合は、その支払いをした経費は、補助対象経費として認められないこととする。ただし、補助対象経費に付与されたポイントを現金換算することができる場合は、その金額分を補助対象外経費として減額し、その残額を補助対象経費として取り扱うこととする。

3 第1項第4号の領収書は、物品販売業者又は業務委託業者等から発行され、宛名が申請者名であるものを添付すること。ただし、宛名を申請者名とすることができないことにつき、やむを得ない理由があると市長が認めるときは、宛名に記載されている者と申請者との関係性及び補助事業の補助対象経費として領収されたものであることを証明する書類を、宛名が申請者名でない領収書に添付することで、これに代えることができる。

(精算額による交付申請の要件)

第8条 要綱第19条に規定する精算額による交付申請にあたっては、第4条の規定は適用せず、以下のものを添付するものとする。ただし、市長は状況に応じて必要がないと認めるときは、以下の添付すべき書類の一部を省略させることができる。

- (1) さいたま市商店街活性化推進事業補助金交付申請書（様式第1号）
- (2) 事業概況書
- (3) 事業収支決算書
- (4) 委託概況書（20万円以上の委託を行ったものに限る。）
- (5) 補助対象経費に係る領収書（証）の写し
- (6) 成果物
- (7) 団体の定款又は規約の写し
- (8) 団体の役員及び構成員の分かる書類（役員の分かる書類には「役職名」、「氏名」、「氏名の振り仮名」、「生年月日」、「性別」が記載されていること。）
- (9) 商店街及び補助事業を行なう場所を示す地図等（申請者が要綱第3条第1項第2号の場合に限る。）
- (10) 申請者の口座が確認できる書類
- (11) 団体の前年度の事業報告に関する書類
- (12) 団体の前年度の収支決算に関する書類
- (13) その他市長が必要と認める書類

2 申請者が要綱第3条第1項第2号の場合は、連携する各商店会の定款又は規約及び役員及び構成員の分かる書類を添付するものとする。

3 第1項第11号及び第12号に掲げる書類は、総会で承認されたものを提出すること。なお、総会前に交付申請する場合は前々年度の書類を提出すること。

（遵守事項）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、次に掲げる事項を遵守するものとする。

- (1) 周辺住民等との間で問題が生じないように調整等を行うこと。
- (2) 積立金、徴収金、借入金、その他の資金の管理は、金融機関の口座によることとし、これに係る通帳、証書、領収書等は要綱第14条第2項の規定により5年間保管すること。

（その他）

第10条 この要領に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この要領は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成15年度以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成16年度以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成17年度以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成18年度以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成20年度以後の補助金について適用する。
- 3 さいたま市商店街コミュニティ・サポート事業補助金交付要領は、廃止する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月1日から施行する。
- 2 この要領は、平成23年度以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 この要領による改正後のさいたま市商店街活性化補助金交付要領第11条の規定は、この要領の施行の日以後の申請に係るさいたま市商店街活性化推進事業補助金の交付について適用し、同日前のさいたま市商店街活性化推進事業補助金の交付については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成26年6月12日から施行する。
- 2 この要領は、平成26年6月12日以後の補助金について適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成30年5月22日から施行し、改正後のさいたま市商店街活性化推進事業補助金交付要領第4条第3項の規定は、平成30年4月1日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和2年7月1日から施行する。